

第 期（平成 14 年 10 月～平成 16 年 10 月）

「千代田みらいくる会議」からの提言

～ 2 年間の活動を振り返って ～

平成 16 年 10 月

「千代田みらいくる会議」

はじめに

千代田みらいくる会議は、区民、事業者、区がそれぞれの立場で共同して、一般廃棄物の減量及び処理に関して検討し、その意見を施策に反映させていく目的で平成12年6月に設置されました。私たち第Ⅱ期みらいくる会議は、平成14年10月に委員を委嘱され、2年間にわたり活動してきました。

第Ⅱ期みらいくる会議は、第Ⅰ期の検討結果を踏まえつつも、様々なメンバーにより構成されていることから、まず、ごみやリサイクル、広くは地球環境について学習するとともに、委員相互の情報提供・交換を行い、共通の知識、認識をもつことから始めました。

また、第Ⅱ期みらいくる会議で検討するテーマについて、ワークショップ形式で自由に討議を行い、そこで出された意見を整理・体系化し、「環境教育PR検討部会」と「企業・事業者問題検討部会」の二つの部会を設け、議論を深めてまいりました。

特に、会議の中で出された意見・提案された施策のうち、実行可能なものは区の施策としてすみやかに実施することを求め、実際、リユース食器貸出し制度の導入などは、既に区の事業として実施に移されております。

その他、当面の課題あるいは中長期的課題として整理したものもありますが、これらが区の施策として早期に実現することを期待します。

2年間という短い期間ではありましたが、事業者・区民・行政がそれぞれの立場でごみの減量・リサイクルの推進について意見を交換できたこと並びに各方面の専門家から貴重な話を聴けたことなど、充実した会議をもつことができたと考えております。

終わりに、ご多忙の中、本会議にご出席いただいた委員各位に厚く御礼を申し上げます。

平成16年10月

千代田みらいくる会議委員長 小島 聡

目 次

I 経緯	1
II 活動報告	2
1 会議の進め方	2
(1) 区の清掃・リサイクルの現状及び関連事項の学習	2
(2) ワークショップによる議論（検討課題の整理）	3
(3) 区関係部課との連携について	3
2 部会における検討内容	5
(1) 廃食用油・廃乾電池回収検討部会	5
(2) 環境教育・PR 検討部会	9
(3) 企業・事業者問題検討部会	12
III 第Ⅰ期みらいくる会議からの提言との検証	16
IV 第Ⅱ期みらいくる会議からの提言	17
V 活動経過	18
VI 第Ⅱ期千代田みらいくる会議委員名簿	20

*** 資 料 ***

I 経緯

第Ⅱ期みらいくる会議は、第Ⅰ期みらいくる会議の活動を受け、平成14年10月に発足した。活動にあたっては、第Ⅰ期みらいくる会議からの提言を踏まえ、提言に書かれた事項及び新たな課題を整理し、実行可能な課題から検討していくこととした。

第Ⅰ期みらいくる会議からの提言内容(要約)

1 発生抑制策について

以下の項目について、検討が必要。

(1) 発生抑制に向けた事業者への働きかけ

マイバック利用者へのポイント制度の導入など製造・販売事業者に協力を要請していく場合の有効な手法。

(2) 消費者自ら取り組むことが可能な発生抑制策

なるべく過剰包装商品を購入しないことや、資源回収への積極的参加を得るための、PRを含めた取組み。

(3) 製造事業者・販売事業者・消費者相互間のパートナーシップのあり方

事業者の立地状況や昼夜間人口比率などの千代田区の特性を前提として、ごみの発生抑制に向けた多様な協働を実践しながら、有効なシステムを段階的に構築していく。

(4) 家庭ごみ有料化

事業系一般廃棄物が9割以上を占める千代田区において、家庭ごみ有料化がごみ排出の総量規制に大きく寄与するとはいえないが、区内にごみ処理施設を有しない千代田区では、ごみ減量に取り組んでいる姿勢を打ち出すために、家庭ごみ有料化についての検討が必要。

2 資源回収の拡充策について

「容器包装リサイクル法」などの趣旨を踏まえ、リサイクルの拡充に向け、新たな回収品目の検討や効率的な回収方法等についての検討が必要。

3 危険物等の回収について

蛍光灯や充電電池などの回収について、販売事業者の事業者処理責任のあり方等も含めての検討が必要。

Ⅱ 活動報告

1 会議の進め方

(1) 区の清掃・リサイクルの現状及び関連事項の学習

第Ⅱ期みらいくる会議の発足に伴い、全委員が環境、ごみ処理・リサイクルについて共通認識を持ち検討を進める必要があるとの認識のもと、区のごみ・リサイクルの現状をはじめ、次の事項について学習し、議論を深めた。

区の清掃・リサイクルの施策については、平成12年度の清掃事業移管後、びん・缶の回収方法の拡充を始め、様々な独自の取組みを実施しているが、さらにごみを減量し、リサイクルを推進するためには、現状を認識したうえで新たに有効な施策を展開する必要があるとの共通認識を得た。

関連事項の学習としては、食用油や乾電池等のリサイクルの現状等について、専門業者から具体的に学んだ他、委員として参加している企業の環境への取組み、法政大学及び区役所本庁舎のISO14001の認証取得の取組み及び認証制度の動向の他、専門研究者から廃棄物会計等について学習した。

学 習 内 容	講 師
千代田区の清掃・リサイクルの現状について (平成14年11月20日、平成15年1月30日)	事務局
エコ・オフィス町内会の活動について (平成14年11月20日)	エコ・オフィス町内会 事務局 豊田委員
法政大学におけるISO14001の取組みについて (平成15年1月30日)	法政大学人間環境学部 田中教授
廃食用油リサイクルの現状について (平成14年12月12日)	関東リサイクル油脂事業 協同組合専務理事 相宮正治氏
使用済み乾電池の回収について (平成15年2月7日)	東邦亜鉛(株) 環境・リサイクル事業 部長 海保芳和氏
(株) am/pm ジャパンの環境への 取組みについて (平成15年7月8日)	(株) am/pm ジャパン 宮崎委員
区が認証取得したISO 14001について (平成15年11月18日)	区生活環境課担当職員
循環型社会の形成と簡易認証制度の動向 ー現状と課題・可能性ー (平成16年5月21日)	環境監査研究会代表幹事 後藤敏彦氏
廃棄物会計について (平成16年7月27日)	循環資源・環境ビジョン 研究所 統括研究者 鈴木直人氏

(2) ワークショップによる議論(検討課題の整理)

第Ⅰ期みらいくる会議から引き継がれた事項及び新たな課題の整理と、今後第Ⅱ期みらいくる会議でどのようなテーマを設定し検討していくかについて、ワークショップ形式で3回にわたり自由な討議を行ない、別表1のとおり領域ごとに課題を整理し体系化する作業を行った。

これに基づき、「環境教育・PR 検討部会」「企業・事業者問題検討部会」の2つの部会を設置し、施策の展開方法等について検討した。

なお、上記検討部会以外に、区からの依頼により「廃食用油・廃乾電池回収検討部会」を設け、検討を行った。

(3) 区関係部課との連携について

みらいくる会議における議論は、ごみ、リサイクルのみならず、地球規模での環境問題についても議論が波及することが考えられることから、区の各関連部課がどのような考え方のもと、どのような施策を展開しているか等について学ぶため、教育委員会、商工振興課、中小企業センター、生活環境課（ISO担当）等の担当職員に出席を求めることとした。

そのことにより「資源循環型都市千代田」構築のためには、関係部課が連携し、適時適切に有効な手段により施策を展開していく必要があるということを区担当職員に、みらいくる会議からのメッセージとして伝えることができた。



平成15年10月21日

みらいくる会議ワークショップの体系的整理

目標	領域	現状認識	課題	対象	課題解決の方向性	戦略的アクション
循環型都市の構築	効果的なPR・環境コミュニケーション	ごみの減量・リサイクルの重要性や具体的な分別方法等の知識やモラルが十分に区民や企業に浸透しているとは言い難い。	広報媒体や直接のPRを充実し、区民・企業の知識やモラルの向上を図っていかなければならない。	区民・企業	・区HPの充実 ・わかりやすいPR ・環境netの構築 ・優秀な取組みの顕彰等 ・マスコミの活用	
				区民	・学校を通じたPR ・リサイクル祭の大規模化	
				企業	・オーナーを通じてのテナントへのPRの強化(テナントビル)	
	環境教育の充実		多くの機会を活用して環境教育を実施し、区民・企業の知識やモラルの向上を図っていかなければならない。	区民・企業	・リサイクルの現状理解促進 ・みらいくる会議の情報発信	・資源化施設等の見学会実施 ・出前講座等へのみらいくる会議委員の講師派遣
				区民	・家庭と学校での教育の充実	
				企業	・企業向け研修の充実 ・規模別、業種別等で対応	
	ごみ減量・リサイクル施策	ごみ量の95%が事業系ごみである。大企業に属するものは比較的取組みが良好であると考えられるが、中小企業では、コストの関係もあり取組みが不十分な面がある。 また、本区の特徴として、紙ごみが非常に多いことがあげられる。	中小企業を対象としたごみ減量策が必要である。 また、さらに紙ごみの分別排出の徹底、分別品目の追加及び資源回収方法の充実が必要である。	区民・企業	・地域特性に応じた千代田ルールの構築 ・資源品目の拡充 ・紙ごみの資源化促進	・ペットボトルの集積所回収 ・きちんと分別されたペットの回収
				企業(中小企業)	・適正なりサイクルルートへの誘導	・エコ・オフィス町内会加入促進
	企業の処理責任の徹底	集団回収に企業の資源が排出されており、廃棄物処理法上の事業者責任、適正なコスト負担が徹底されていない。	企業の資源が集団回収に排出されないよう徹底するとともに、適正なりサイクルルートに流れるよう誘導する必要がある。	企業	・適正なりサイクルルートへの誘導	・エコ・オフィス町内会加入促進
	商店街の取組みの促進	区内の商店街での取り組みは、ダンボール回収等であり、他区の商店街で見られるような先進的なものはみられない。	商店街での取り組みは、PR度も高く、積極的に促進すべきものであるが、商店街の振興やイメージアップ等の利益がなければ成功は難しい。	商店街	・モデル地区での取組み ・商店街でのリターナブルびんの活用、量り売り、ばら売りの推進	
街の環境美化の向上(適正処理)	適正な分別や排出方法を守られていないため、動物による散乱や、夏期の生ごみの臭気が問題となることがある。	適正処理を徹底するため、PRだけでなく、ペナルティーの適用も含め検討する必要がある。	区民・企業	・排出者責任の喚起 ・ペナルティーの検討 ・千代田区独自のルール	・ごみ袋に氏名を記入 ・警告シールの貼付、収集拒否 ・容器出しの促進	

2 部会における検討内容

(1) 廃食用油・廃乾電池回収検討部会

区は、資源として、古紙(新聞紙、雑誌、段ボール)、びん、缶、紙パック、トレイ、古布、ペットボトルを回収しているが、ごみの減量・リサイクルを一層進めるため、新たに廃食用油、廃乾電池の回収を実施する(第Ⅰ期みらいくる会議からの提言:2「資源回収の拡充策」)にあたり、区からの検討依頼を受け、第Ⅱ期みらいくる会議では部会を設置し、①ごみ減量面、②資源リサイクル面、③環境面、④コスト面から検討を行った。

なお、検討の結果、両品目の回収を平成15年7月から実施している。

① 廃食用油について

部会では、まず関東リサイクル油脂事業協同組合専務理事の相宮氏を招き、廃食用油リサイクルの現状と課題等について説明を受けた。2回の部会で検討した結果は、次のとおりである。なお、23区のうち既に実施している8区について調査し、参考とした(別表2)。

<主な意見>

- 回収コストは、拠点数・回収回数などにより影響を受けるため、回収方法などを考慮することにより、コストの削減に努めること。
- ごみ集積所における回収が区民にとっては便利であるが、異物・危険物の混入、火災の危険性、周辺環境美化の観点から問題が多い。
- より安全性を高めるには、持参する容器に記名する方法もある。
- 小規模事業者から出る業務用廃食用油については、事業者責任で処理すべきものであるが、区が回収しリサイクルする方法はとれないか。

《検討結果》

- 廃食用油については、現在可燃ごみとして処理されているが、万一下水に流された場合の環境への影響や、廃食用油を資源とした用途が拡大していることなどから、行政による回収を行う。
- 回収対象は、家庭から出た廃食用油とする。
- 回収は、ペットボトルまたは蓋つきのプラスチック容器に入れ、ストックヤード等の拠点に持参し、容器ごと区で備え付けるコンテナに入れる

② 廃乾電池について

部会では、まず使用済み乾電池の処理を行っている東邦亜鉛株式会社の環境・リサイクル事業部長海保氏を招き、廃乾電池のリサイクルの現状等について説明を受けた。

電池にはマンガン乾電池やアルカリ乾電池などの一次電池(使い切り電池)とニカド電池やニッケル水素電池などの二次電池(充電式電池)があり、二次電池については資源有効利用促進法においてメーカーに回収が義務づけられていること、再生工場では一次電池の中に二次電池が混入しても処理の段階で分別ができ、リサイクルしていること等が分かった。

部会における検討結果は、次のとおりである。なお、23区のうち既に実施している15区の状況を調査し参考とした(別表3)。

<主な意見>

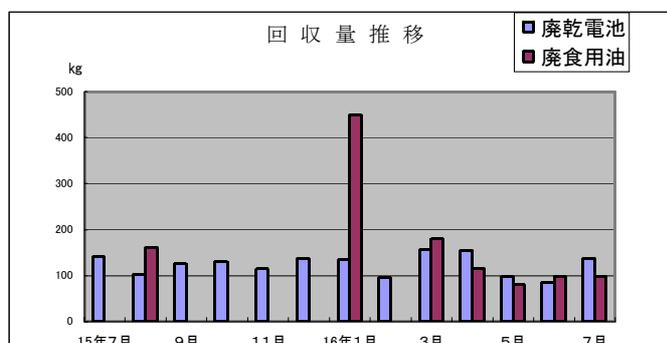
- 環境教育の一環として学校や児童館等を回収拠点とすることが望ましい。
- 地域での環境教育として、児童が地域の廃乾電池をあつめ、学校に持って行くという方法が考えられる。
- スtockヤードなどでの回収は、安全面・コスト面で有効であり、区民にとって常時持参できるというメリットもある。
- 他区の実施状況を踏まえ、公共施設や商店街など回収拠点の拡大などについて検討して欲しい。

《検討結果》

- 乾電池には貴重な金属が含まれており、再資源化の技術が進んでいることから行政による回収を行う。
- 対象は、一次電池とする。
- 回収は、環境・地域教育の一環として学校及び児童館とStockヤード等を拠点とし、区で回収容器を設置する。

③ 回収実績

以上の部会報告を全体会で了承した。この報告に基づき、区では廃食用油と廃乾電池の回収を、平成15年7月より開始している。なお、教育委員会の協力を得て、区立の全幼稚園、小・中学校も廃乾電池の回収拠点となった。



注: 1リットル= 1 kg換算(油)

廃食用油回収実施区調査表

	中央区	台東区	墨田区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	(H14.12.12) ※江戸川区	(H15.7から実施) 千代田区
回収拠点	小学校(16校) ※詰め換えスペースの関係で、学校で実施	清掃事務所(下谷・浅草)区内各施設(21ヶ所) (全23ヶ所)	保育園・児童館 コミュニティ施設・ボランティア拠点 (全28ヶ所) ※土曜開館施設	区役所・地域センター 小学校 (全18ヶ所)	リサイクルプラザ(2ヶ所)	区内18ヶ所の特別出張所	区施設(全27ヶ所)	小学校・保育園 民間集合住宅等 (全12ヶ所)	ストックヤード等区施設 (全9ヶ所)
回収日時	月2回(第2・第4土曜日) ※学校休校 9時~12時 (3地域に分けて実施、1地域は2時間)	清掃事務所では常時回収 他の施設では、毎月第4木曜日の午前9時~正午まで	月2回(第1・第3土曜日) 9時~11時	月2回(第2・第4土曜日) 10時~12時	随時	毎週水曜日 午前11時~午後3時 (祝日・年末年始は除く)	月2回(第2・第4土曜日) 10時~12時 ※5地域に分かれ地域ごとに月1回収	毎月第1土曜日 ※学校等は朝登校の際持参	随時
回収方法	ペットボトルや瓶などの容器に入れ替え、蓋をして持参し、設置してあるコンテナの中に容器ごと入れる。	ペットボトルや瓶などの容器に入れ替え、蓋をして持参し、設置してあるコンテナの中に容器ごと入れる。	区民がこの時間帯に回収拠点に行き、設置してあるコンテナの中に、持参した油を容器ごと入れる(未開封のものはそのまま回収)。 ※油の移し替えはしない	ペットボトルや瓶などの容器に入れ替え、蓋をして持参し、設置してあるコンテナの中に容器ごと入れる(未開封のものはそのまま回収)	区民がリサイクルプラザに設置してある容器に油を移し替え、入れてきた容器は持ち帰る。(設置してある容器には、油をこすための網があり、こされた状態で容器に溜まる。)	油をペットボトルに入れ、しっかりと蓋をしめ、出張所内に設置されている回収ボックスの中に立てて入れる (未開封はそのまま回収)	区民がこの時間帯に回収拠点に行き、設置してある灯油用ポリタンクの中に持参した油を移し替える。	学校等は、朝登校の際に持参し、指定場所に置く。 集合住宅は、当日の朝回収容器に移し替える。	ペットボトルや瓶などの容器に入れ替え、蓋をして持参し、設置してあるコンテナの中に容器ごと入れる。
回収容器	各自持参した容器	各自持参した容器	各自持参した容器	各自持参した容器		ペットボトル	灯油用ポリタンク	学校等は各自持参した容器 集合住宅は一斗缶	各自持参のペットボトル等
回収した油の収集方法	午前中の回収終了後、中央資源リサイクル協同組合が各回収拠点を回りポリ容器を回収し、他の回収品目と一緒に東雲物流センター(江東区)へ運搬。関東リサイクル油脂事業協同組合が、第4土曜日の回収終了後に、東雲物流センターから回収。	回収終了後、その日の午後(株)染谷商店が各拠点をまわり回収を行う。	回収終了後、委託先の(株)ユーズ(染谷商店の関連会社)が、各拠点を回り回収。	午前の回収終了後、品川区リサイクル協同組合が各回収拠点を回り、他の回収品目と一緒にポリ容器を回収し、ストックヤード(1ヶ所)に運搬。その月の回収が終了した後、関東リサイクル油脂事業協同組合の業者(山商)が回収。	プラザの容器がいっぱいになった段階で(株)ユーズに連絡し、回収してもらう。 ※回収した油は精製され、一部は「サクスネーチャーパスの会」(菜種油でバスを走らせることが目的の自主グループ)に回っている。	拠点回収を行っている業者に、他の資源と一緒に回収・運搬を行ってもらう。 廃油は大田区リサイクル事業協同組合に運ばれ、売却される。	回収終了後、委託先の徳田商工会が、各回収拠点をまわり回収。(その際ポリタンクから別の容器に入れ替えて回収。)	東日本油脂事業協同組合の組合員が順に回収拠点をまわり、トラックのタンクに移し替える。	区が委託した業者が、各回収拠点をまわり、容器ごと回収し1ヶ所を集める。 18リットルのポリ容器に詰め替え、ある程度集まったら、油の回収業者が取りに来る。
問題点・備考等	屋外での作業のため雨の場合の対応が大変。	特になし	家庭の油が対象だが、飲食店のものが混じる。			回収時間が短く、業者にとってかなり余裕がないとのこと。		※民間での回収	蓋付の容器で出さない人がいる。 入れ替えた容器が、ごみとして出る。

廃乾電池回収実施区調査表

(H15.1.24)

	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	目黒区
回収拠点	区の施設(4ヶ所)	区の施設(41ヶ所)	区の施設(約60ヶ所)	区の施設(10ヶ所)	区の施設(37ヶ所)	区の施設(30ヶ所) エコストア(184ヶ所)	区の施設(24ヶ所)	区の施設(41ヶ所)
回収時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間
回収方法	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収
回収量 (13年度)	約5 ^ト	約7.4 ^ト	約21.9 ^ト	約1.2 ^ト	約7.2 ^ト	約7.6 ^ト	約8.9 ^ト	約11.8 ^ト
処理方法	各拠点より、運搬業者が一旦 庁舎に集める。集められた電池は、委託業者(野村興産)が回収し、イトムカ鉱業所(北海道)に送られて処理される。	各拠点より、区職員が「エコプラザ(ストックヤード)」に一旦集める。集められた電池は、委託業者(野村興産)が回収し、イトムカ鉱業所(北海道)に送られて処理される。	各拠点より、運搬業者(紙パック回収業者)が一旦ストックヤードに集める。集められた電池は、ドラム缶に詰められた状態で委託業者(野村興産)が回収し、イトムカ鉱業所(北海道)に送られて処理される。(業者は入札によって決定される。東邦亜鉛の時もあり)	各拠点より、運搬業者(紙パック回収業者)が一旦ストックヤードに集める。集められた電池は、委託業者(東邦亜鉛)が回収し、安中精錬所に送られて処理される。	各拠点より、運搬業者が一旦 庁舎に集める。集められた電池は、委託業者(野村興産)が回収し、イトムカ鉱業所(北海道)に送られて処理される。	各拠点より、一旦ストックヤードに集める。集められた電池は、委託業者(野村興産)がドラム缶6本(約1800kg)が一杯になった時点で、2 ^ト 車1台で回収される。(業者は入札によって決定される。東邦亜鉛の時もあり)	各拠点より、月1回運搬業者(廃棄物専門業者ではない)が、一旦庁舎に集める。集められた電池は、委託業者(野村興産)が回収し、イトムカ鉱業所(北海道)に送られて処理される。	各拠点より、運搬業者(一廃業者)が一旦庁舎に集める。集められた電池は、たまった時点で委託業者(東邦亜鉛)に連絡し、回収を行い、安中精錬所に送られて処理される。

H15年7月から開始

	世田谷区	中野区	豊島区	北区	板橋区	練馬区	足立区	千代田区
回収拠点	区役所・総合支所・一部出張所	区の施設(95ヶ所)	区の施設(34ヶ所)	区の施設(35ヶ所)	区の施設(235ヶ所) 商店等(94ヶ所)	区の施設・スーパー等(約70ヶ所) (各35施設ずつ程度)	区の施設(88ヶ所)	ストックヤード等区施設(9ヶ所) 全区立幼稚園・小・中学校(31) (合計40ヶ所)
回収時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間	各施設の開館時間 (幼稚園、学校については、 通園・通学している子供が持参)
回収方法	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収	回収ボックスによる拠点回収
回収量 (13年度)	(水銀含有のもののみ回収) 約7 ^ト	約21.5 ^ト	約13.2 ^ト	(水銀含有のもののみ回収) 約9.6 ^ト	約50.7 ^ト	約23 ^ト	約37.1 ^ト	(H15.7～H16.6の実績) 約1.5 ^ト
処理方法	各拠点より、在などの他の資源と共にストックヤードに一旦集める。その後委託業者(東邦亜鉛)が回収し、安中精錬所で処理される。	各拠点より、運搬業者(一廃業者)が、ストックヤードに一旦集める。集められた電池は、大体ドラム缶20本程度になった時点で、委託業者(東邦亜鉛)が回収し、安中精錬所で処理される。	各拠点より、運搬業者が一旦ストックヤードに集める。集められた電池は、委託業者(野村興産)が回収し、イトムカ鉱業所(北海道)に送られて処理される。	各拠点より、職員が一旦ストックヤードに集める。集められた電池は、委託業者(東邦亜鉛)が回収し、安中精錬所で処理される。	各拠点より、その他の資源の回収業者が一旦集める。集められた電池は、その他の資源の中間処理を行う業者の倉庫内で一時的に保管される。その後は安中運輸(東邦亜鉛系列)によって回収・運搬され、安中精錬所で処理される。	各拠点を運搬業者が計量を行った上で、一旦ストックヤードに集める。集められた電池はドラム缶20缶(約7 ^ト)程度たまった時点で、委託業者(東邦亜鉛)が回収を行い、安中精錬所で処理される。	各拠点より、運搬業者が一旦ストックヤードに集める。集められた電池は、月1回委託業者(野村興産)が回収し、イトムカ鉱業所(北海道)に送られて処理される。(業者は入札によって決定される。東邦亜鉛の時もあり)	区が委託した業者が月1回各施設から回収し、一旦稚橋の集積所に集める。集められた電池は、ある程度の量がたまったら、東邦亜鉛(安中市)に運搬され、処理される。

(2) 環境教育・PR検討部会

ワークショップで整理した課題について、今後、区のごみ・リサイクルについての取組みの方向と具体的施策のあり方等について検討を重ね、別表4のとおり体系化した。

主な議論は次のとおりである。

① PRについて

インターネットやマスコミ等各種媒体を積極的に活用するとともに、わかりやすいPRを心がける必要がある。

また、イベント開催時のごみ処理基準の作成、統一ごみ容器の貸出し、リユース食器の貸出し等により、ごみの減量、資源の分別を促進すること、地域での優秀な取組みに対する顕彰制度の創設についても検討すべきである。

さらに、画一的な印刷物によるPRを見直し、一般向け、小規模事業者向けといった用途や対象に応じたわかりやすいPRをすること、地域で行われる老人会や町会婦人部などの集まりや小学生の社会科授業などに区職員やみらいくる会議委員などを派遣し、環境問題やごみ・リサイクルについて説明する「出前講座」を積極的に実施していく必要がある。

◎ リユース食器貸出し状況

	件数	延べ貸出し日数	延べ貸出し枚数	
			皿	カップ
7月	8	24日間	皿	380
			カップ	740
8月	5	19日間	皿	2,000
			カップ	2,700
9月	5	22日間	皿	1,000
			カップ	1,800

注) リユース食器の貸出しは、平成16年7月から実施され、全国的にも新しい取組みとして注目され、テレビや新聞等に取上げられる等PR効果は大きいものがあった。



② 環境教育の充実

環境問題を未来の大人である今の子供たちに伝えてゆくことは、何よりも大切なことであり、今まで以上に力を入れていかなければならない。そのためには、学校、家庭、地域住民の協力のほか、企業などの協力も得て、地域全体で取り組む必要がある。

また、千代田区は全区立小学校、中学校、幼稚園で ISO14001^{*1} を取得し、各施設では、より積極的に環境教育を取り入れた活動をおこなうこととなった。今後は、子供たちが直接関わることのできる環境プログラム（例えば「Kid's ISO14000^{*2}」）を取り入れ、すべての学校や幼稚園で、子どもたち全員が、継続的に環境を見直す方法を年齢に応じて体得し、問題解決能力を学んでいくことが必要である。

③ 企業に対する環境教育の実施

千代田区には、企業・事業者が多いことから、企業・事業者にごみ・リサイクルの現状と課題等を理解・認識してもらい取り組みを進める必要がある。

区内の ISO14001 の認証取得企業は60社を超え、今後も増加が予想されるが、ISO14001 については、認証取得と取得後に要する手間と費用等が小さくないことから、中小の企業にあっては、その取得に躊躇するものが多い。この問題の解決策として、千代田区の地域特性を考慮した簡易な内容の「千代田区版環境マネジメントシステム」を構築し、その普及に努めることが考えられる。

*1 ISO14001：国際標準化機構が認証する環境への影響を継続的に改善していくための経営の仕組み（=環境マネジメント）に関する世界規格で、要求事項（細かな決まりごと）が定められており、それに従った活動が求められる。

*2 kid's ISO14000：国際芸術技術協力機構が運営する子供向けの環境マネジメントシステムで、唯一国際標準化機構の公認を受けたもの

今後の取組みの方向と具体的施策(環境教育・PR検討部会)

	項目	今後の取組みの方向	具体的施策	拡充	当面の課題	中長期的課題
1	各種媒体を利用したPR	<p>区ホームページの充実</p> <p>イベントの活用</p> <p>環境ネットワークの構築</p> <p>優秀な取組みの顕賞等</p> <p>マスコミの活用</p>	<p>環境土木部ホームページの作成</p> <p>区内で開催するイベントでのごみ処理基準の作成</p> <p>イベント時のごみ容器の統一、貸出し</p> <p>リユース食器の導入</p> <p>簡易デポジットの実施</p> <p>住民・事業者等各種団体と連携したPR活動の実施</p> <p>地域での優秀な環境活動実施団体表彰制度の創設</p> <p>パブリシティの積極的活用</p>	○		
2	わかりやすいPR	<p>画一的な印刷物によるPRの見直し</p> <p>小規模事業者を対象としたPRの充実</p> <p>地域で行われる様々な集まりを利用したPR</p>	<p>用途に応じたチラシ等印刷物の作成</p> <p>「出前講座」等の積極的実施</p>	○		
3	地域(家庭)に対する環境教育	<p>リサイクルの現状理解の促進</p> <p>みらいくる会議の情報発信</p>	<p>資源化施設等の見学会の実施</p> <p>出前講座等へのみらいくる会議委員の講師派遣</p>	○	○	
4	学校での環境教育	学校と家庭での環境教育の充実	<p>学校での日常学習における積極的環境教育の実践</p> <p>学校でのISO14001の取得</p> <p>児童生徒が環境配慮活動に参加するシステムの導入(キッズISO等)</p>	○		○
5	企業に対する環境教育	企業向け環境教育の実施	ローカル版環境マネジメントシステムの構築		○	

(3) 企業・事業者問題検討部会

千代田区のごみの約95%が事業系ごみであることから、ごみ減量・リサイクルの推進は、企業・事業所における取組みが大きく影響することは明らかである。この部会では、主に区の収集を利用していると思われる中小企業・事業所・商店等について検討し、別表5のとおり体系化した。

① 環境に配慮した企業活動

現在は、環境に配慮した企業、社会的責任（CSR）を意識した企業でなければ組織として生き残れない時代である。行政が企業のこれらの取組みを積極的に支援していくことが、持続可能な社会づくりにつながる。

区内にはISO 14001の取得など、環境問題に前向きに取り組んでいる企業も多い。一方、区内の企業の大多数を占める中小企業・事業所・商店においては、まだ環境問題への取組みが十分とは言えない。これらの事業所等に対し、区の商工施策と連携して環境経営等の研修を行い、企業トップの意識啓発を行っていくことが大切である。また、環境カウンセラー^{*1}などの有資格者を人的資源として活用し、企業・NPO・区の環境ネットワークを構築していくことも検討に値する。この他にも前述の(2)環境教育・PR部会③の項で示したとおり、簡易な千代田区版環境マネジメントシステムを構築し、区内の事業所等に広めていくことが効果的である。

また、区は生活環境条例の推進に関して、地域の環境活動に取り組んでいる(株) am/pm ジャパンと協定を結んでいるが、今後も、企業・大学等に働きかけ、パートナーとなる事業所を増やしていく努力も大切である。

② ごみ減量・リサイクルの推進

千代田区は、可燃ごみの約6割が紙である(23区平均は、44%=平成15年度)。古紙は「都市の森林」であり、これをリサイクルルートにのせることがごみの減量と資源の有効利用、環境の保全につながる。

現在、大手町・丸の内などの一部大手企業においては、環境NGO「オフィス町内会」^{*2}が企業と連携して古紙回収を実施しており、中小事業所の一部についても、同組織が「ちよだエコ・オフィス町内会」として回収を行っている。

*1 環境カウンセラー：環境保全に関する専門知識や豊富な経験を有する者のうち、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全に対して助言等を行う人材。

*2 オフィス町内会：平成3年に発足した環境NGOで、会員企業（大企業）がオフィス古紙の共同回収に取り組んでいる。なお「ちよだエコ・オフィス町内会」は、オフィス町内会が行っている中小規模企業を対象としたオフィス古紙の共同回収システムで、この活動に対して区が支援を行っている。

区は、後者について回収コンテナの貸与や PR などの支援を実施している。いずれも理想的なリサイクルシステムであるが、今後も区は連携をとりつつ、オフィス町内会の認知度を高め、加入促進のための PR などに努める必要がある。

また、区は延べ床面積千平方メートル以上の事業用大規模建築物に対し、再利用計画書の提出、廃棄物管理責任者の届け出を条例で義務づける一方、適宜、立ち入り指導を行い、ごみの分別方法等について指導を行っている。しかし、現在の条例の指導対象基準が建物単位であることから、ビルに入居している各テナント事務所に対する指導が十分行き届かない点等の課題があり、今後、条例による指導対象事業所の拡大、より効果的な指導方法の確立等の中小事業所対策を検討する必要がある。

一方で、優良事業所の取り組みの紹介・表彰を行い、広く PR することにより、「ごみ減量・リサイクル推進活動」に対する企業のインセンティブを高めることも必要である。

「混ぜればごみ、分ければ資源」の言葉通り、不要物として出されたものの中から、有用なものを資源リサイクルのルートにのせるシステムの整備が重要である。区は、現在、9種類の資源回収を行っているが、拡大生産者責任、処理コスト等を勘案しながら、回収品目の拡大、回収方法の工夫に努めていく必要がある。

条例による事業者の責務等

延べ床面積	(一般的な)事業者の減量義務	事業用大規模建築物の所有者等の義務			大規模建築物の廃棄物保管場所の設置と届出
		廃棄物管理責任者の選任と届出	再利用計画書の作成と提出	再利用保管場所の設置(努力義務)	
3,000㎡～	○	○	○	○	○
1,000㎡～ 3,000㎡未満	○	○	○	○	×
1,000㎡未満	○	×	×	×	×

③ 廃棄物処理手数料の適正化

企業・事業所には、ごみの自己処理責任が法律で定められている。区の収集に依存する場合は、ごみを分別し、ごみ量に見合った有料ごみ処理券を貼付することにより、ごみ処理を適正にしたことになる。ところが、事業系ごみは家庭ごみと同じ集積所に排出されているため、有料ごみ処理券を貼らずに排出される事業系ごみの把握が難しいという現実がある。現実問題として、家庭ごみと事業系ごみの区別は難しい。区は、排出指導の強化に取り組んでいるが、そのような事業所への対策とごみの減量化にもつながる方策として、家庭ごみの有料化が有効な手段になり得るとの意見があった。

しかしながら、一方で、家庭ごみを有料化してごみを減らすという考え方はおかしい。廃棄物の処理は行政の基礎的業務であり、税金で賄うべきで更なる負担を求めることは望ましくない。行政は有料ごみ処理券を貼らない事業者に対し、その意識を変えるための教育を徹底させるべきであるとの意見もあった。

いずれにしても、家庭ごみ有料化の議論を行うことは、ごみ処理コスト等の情報公開を進め、ごみ問題を広く区民・事業者の共通問題と捉える効果を生むことも期待できる。当面、先行自治体における有料化の経緯、効果、課題等について調査を行うとともに、引き続き検討を行うべきである。

④ 商店街の取り組み

包装ごみ削減のため、商店街には、簡易包装など環境に配慮した商業活動が望まれる。区は、マイバックの持参をすすめるほか、商店が、量り売りやバラ売り、あるいはリターナブルびんの利用促進などに取り組む際は、これを“トッパーランナー”として育成支援していくことも重要である。また、商品付帯物（箸等）の無条件配布も見直すべきである。

⑤ コンプライアンス（法令遵守）の強化

循環型社会の形成に向けて、ごみ袋への排出者名の記入を徹底させることをはじめとして、ルール違反に対する指導を強化すべきである。なお、コンプライアンス（法令遵守）に対する認識を深めるための取り組みを、あわせて行うべきである。

⑥ 効果的な双方向型PRの実施

情報化の時代であり、ホームページの作成、メールマガジンの配信等インターネットを活用した PR を充実すべきである。また、これまでの情報媒体である広報ちよだやビデオ広報、パブリシティの積極的活用も必要である。

しかしながら、一方的な情報発信だけではなく、区民及び事業者の意見をどう反映させるかという双方向型コミュニケーションについても検討する必要がある。また、コンビニ業界等でキャンペーン映像を流す等の PR する場所の拡大も検討したらどうか。

今後の取組みの方向と具体的施策(企業・事業者問題検討部会)

	項目	今後の取組みの方向	具体的施策	拡充	当面の課題	中長期的課題
1	環境に配慮した企業活動	中小企業施策との連携 ローカル版環境マネジメントシステムの構築 環境ネットワークの構築	環境経営講座の実施 千代田区版環境マネジメントシステムの構築 各種団体と連携した活動の展開 協定事業所の拡大 環境カウンセラー等のマンパワーの活用		○	
2	ごみの減量・リサイクルの推進	オフィスから出る古紙のリサイクル促進 事業所に対する指導強化 資源回収の拡充 廃棄物処理手数料の適正化	ちよだエコ・オフィス町内会への加入促進 <small>※中小規模事業所を対象とする施策</small> オフィス町内会との連携強化 <small>※大規模事業所を対象とする施策</small> 条例における指導対象の拡大 中小事業者に対する指導方法の確立 優良事業所の取組みの紹介及び表彰 回収品目の拡大 回収方法の工夫 家庭ごみの有料化	○	○	○
3	商店街の取組み	情報紙の活用 トップランナーの育成支援 包装ごみ等の削減	区商連会報、コミュニティ紙の有効活用 モデル商店街でのごみ減量活動の実施 <small>・量り売り、バラ売りの促進</small> <small>・リターナブルびんの利用促進</small> マイバックの持参促進 簡易包装の促進 商品付帯物(箸等)の無条件配付の取り止め	○	△ (一部実施)	○
4	コンプライアンス(法令遵守)の強化	ごみ出しルールの徹底	ごみ袋への排出者氏名の記入徹底 ルールに関する指導強化・啓発	○	○	
5	効果的な双方向型PRの実施	インターネットの活用 その他の情報媒体の有効活用	区ホームページの充実 メールマガジンの配信 パブリシティの活用 広報ちよだ・広報ビデオの活用	○	○	○

Ⅲ 第Ⅰ期みらいくる会議からの提言とその検証

第Ⅱ期みらいくる会議は、Ⅰ経緯で触れたように「第Ⅰ期みらいくる会議からの提言」を踏まえたところから議論をスタートさせた。そこで、区への新たな提言を行うに際し、今まで述べてきた第Ⅱ期みらいくる会議での議論を、第Ⅰ期で提言された事項に分類し、その進捗状況の検証を行うこととする。

第Ⅰ期からの提言	第Ⅱ期での主な検討内容	実施された区の施策等
1 発生抑制策		
(1) 発生抑制に向けた事業者への働きかけ	<p>○区の広報媒体だけでなく、区商連会報等を活用した働きかけを行う。</p> <p>○モデル商店街を設け、ごみ減量活動を実施するとともに、その取組みをトップランナーとして育成支援していく。</p>	<p>○区商連会報に広報記事掲載。</p> <p>○平成16年度「新400yen夢事業」におけるマイバック利用者へのポイント制度の導入。</p>
(2) 消費者自ら取組むことが可能な発生抑制策	<p>○区内で行われるイベントを活用した「ごみ減量・リサイクル」のPRの実施。</p>	<p>○リユース食器の貸出</p> <p>○簡易デポジットの実施</p>
(3) 製造事業者・販売事業者・消費者相互間のパートナーシップのあり方	<p>○環境カウンセラー等を活用するとともに、各種団体と連携した環境ネットワークの構築が必要。</p>	<p>○事業者との環境活動に関する協定の締結</p> <p>○オフィス町内会との連携</p> <p>○ボランティア団体との連携</p>
(4) 家庭ごみ有料化	<p>○家庭ごみ有料化は、事業系ごみの適正排出をうながすことから、ごみ減量にも有効ではないか。</p> <p>○家庭ごみ有料化を検討することは、ごみ処理コスト、埋立処分場などの問題を広く区民・事業者にも考えてもらうことにつながり、ごみ減量に有効ではないか。</p> <p>○廃棄物の処理は行政の基礎的業務であり、税金以上の負担を求めるべきではない。</p>	<p>○ごみ処理コストの情報公開</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>今後引き続き議論が必要</p> </div>
2 資源回収の拡充策	<p>○廃食用油・廃乾電池について行政回収を行うべき。</p> <p>○今後も、事業者責任や処理コストを考慮しながら、回収品目の拡大、回収方法の工夫を行っていくべきである。</p> <p>○事業系古紙(特に中小事業所)のリサイクルを一層進めるための検討が必要である。</p>	<p>○廃食用油・廃乾電池の拠点回収の実施</p> <p>○ペットボトルの一部集合住宅での拠点回収の実施</p>
3 危険物等の回収	<p>(充電電池等の回収について乾電池回収の中で議論)</p>	<p>(充電電池等の販売店による回収)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>有害物を含む危険物について今後検討が必要</p> </div>

IV 第Ⅱ期みらいくる会議からの提言

第Ⅱ期みらいくる会議は、区が今後のごみの減量・リサイクルを進めるに当たって、効果的と思われる施策を別表4及び別表5「今後の取り組みの方向と具体的施策」のとおりまとめた。

個別の施策は各表のとおりであるが、項目を整理すると、主なテーマは以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 効果的なPRの実施2 地域(家庭)や学校における環境教育の実施3 環境に配慮した企業活動や商店街の取り組みへの支援4 ごみ減量・リサイクルの推進 |
|---|

各施策は「廃棄物処理手数料の適正化」のように、現行の制度や関係方面との制約等があるものは、中長期的課題とせざるを得ないが、それ以外は基本的に早期に実施されることが望ましい(既に実施されたものもある)。

なお、施策を実施するに際して、次の二つの視点に留意すべきものとする。

○ 情報の共有化

例えば、仮に区が家庭ごみの有料化を実施しようとした場合は、区民に新たな負担を課すことになる。この場合、区は区民及び事業者に対し、区内で排出されるごみがどのように集めて処理され、その経費に幾らを要しているかを十分周知し、理解してもらう必要がある。区は、これまで以上に情報の公開と共有化に努めるべきであり、廃棄物会計等の活用を検討する必要がある。

○ CSR(企業の社会的責任)の推進

近年、環境問題の深刻化に伴い、事業者の環境問題に対する考え方は、より積極的なものへと大きく変化しており、環境問題への取り組みは、企業の存在と活動にとって必須の要件となっている。区は、今後とも、事業系ごみ対策の推進にあたっては、事業者がごみの減量・リサイクルへの取り組みを事業活動の中に明確に位置づけ、率先して取り組むよう働きかけていくべきである。特に製造事業者に対しては、拡大生産者責任に関する自覚を求めるべきである。

いずれにしても、ごみ問題の解決には、区民、企業・事業者、行政の連携、協力が不可欠である。区長のリーダーシップのもと、それぞれが役割を果たして「資源循環型都市千代田」が一日も早く実現することを期待する。

活動経過

回数	開催日	主な議題
1	平成14年 10月30日(水)	1 委嘱状交付及び委員長・副委員長選出 2 会議の公開・非公開について 3 審議会委員の選出 4 「第1期みらいくる会議からの提言」及び今後の課題について
2	11月20日(水)	1 千代田区のごみの現状について説明(埋立処分場ビデオ鑑賞) 2 オフィス町内会の活動について 3 廃食用油・廃乾電池回収検討部会の設置について
3	12月12日(木) (廃食用油等検討部会)	1 部会長の選出について 2 検討項目・検討スケジュールについて 3 廃食用油回収の現状について (関東リサイクル油脂事業協同組合専務理事 相宮正治氏) 4 他区での廃食用油回収状況について 5 千代田区での廃食用油回収について
4	平成15年 1月30日(木)	1 千代田区のリサイクルの現状について説明 2 ISO14001について(法政大学の取組み) (市ヶ谷環境委員会環境教育部長 法政大学教授 田中 勉氏)
5	2月7日(金) (廃食用油等検討部会)	1 使用済み乾電池の回収及びリサイクルの現状について (東邦亜鉛(株)環境リサイクル事業部長 海保 芳和氏) 2 他区の乾電池回収状況について 3 千代田区での廃乾電池回収について 4 千代田区での廃食用油回収について(まとめ)
6	3月19日(水)	1 廃食用油・廃乾電池回収について(検討部会からの報告) 2 ごみ・リサイクルに関する自由討議
7	6月3日(火)	1 今後の検討事項について(ワークショップ方式で自由討議)
8	7月8日(火)	1 (株)am/pmジャパンの環境への取組みについて 2 今後の検討事項について(ワークショップ方式で自由討議) 3 小委員会の設置について
9	7月22日(火) (小委員会)	1 みらいくる会議の検討項目の整理及び会議の進め方について
10	9月5日(金) (小委員会)	1 みらいくる会議の検討項目の整理及び会議の進め方について
11	10月21日(火)	1 ワークショップで出された意見の整理(小委員会からの報告)

回数	開催日	主な議題
12	11月18日(火)	1 区が認証取得したISO14001について 2 企業・事業者問題検討部会及び環境教育・PR検討部会の設置について
13	11月18日(火) (企業等問題検討部会)	1 副部会長の選任について 2 検討
14	11月18日(火) (環境教育等検討部会)	1 副部会長の選任について 2 検討
15	11月22日(土)～ 11月24日(月)	江戸天下祭参加
16	平成16年 1月28日(水) (環境教育等検討部会)	1 検討
17	1月30日(金) (企業等問題検討部会)	1 検討
18	3月17日(水) (環境教育等検討部会)	1 検討
19	3月18日(木) (企業等問題検討部会)	1 検討
20	5月21日(金)	1 部会での検討状況について 2 講演と意見交換「循環型社会の形成と簡易認証制度の動向」について 講師:後藤 敏彦氏(環境監査研究会代表幹事)
21	6月29日(火) (企業等問題検討部会)	1 まとめに向けての検討
22	7月27日(火)	1 部会から検討結果の報告とまとめ 2 報告書の作成と作成小委員会の設置について 3 講演「廃棄物会計」について 講師:鈴木 直人氏(循環資源・環境ビジョン研究所統括研究者)
23	9月14日(火) (報告書作成小委員会)	1 報告書の作成について
24	10月15日(金)	1 報告書(案)の内容について
25	10月15日(金) (報告書作成小委員会)	1 報告書(案)のまとめについて
26	10月29日(金)	1 「第 期千代田みらいくる会議からの提言」を区長に提出

VI 第Ⅱ期千代田みらいくる会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	役 職 名 等
1	○ 阿 部 可代子	ちよだ環境ボランティア
2	安 藤 誠 二	(株)日立製作所 本社勤労センター (平成15年9月30日職場異動のため辞任)
	大 澤 清	(株)日立製作所 総務センタ (平成15年10月1日委嘱)
3	池 田 清	麴町通り商店会副会長
4	大 森 郁 子	麴町小学校 P T A 会長
5	岡 田 光 郷	(株)パレスホテル取締役施設部長
6	岡 村 節 子	公募区民
7	荻 村 光 恵	公募区民
8	神 戸 祐 三	神田清掃協力会理事
9	窪 田 憲 子	リサイクルセンター鎌倉橋企画運営 ボランティア
10	◎ 小 島 聡	法政大学人間環境学部助教授
11	小 谷 文 子	公募区民
12	白 井 操 子	公募区民
13	鈴 木 章 雄	東京商工会議所千代田支部建築分科会評議委員
14	任 田 雅 利	靖国通り親交会副会長
15	豊 田 恵 志	オフィス町内会事務局実行本部副代表
16	中 村 節 子	公募区民
17	野 村 君 江	今川中学校 P T A 会長
18	宮 崎 義 之	(株) am/pm シェパソン環境管理推進部マネージャー
19	宮 下 きよ子	麴町清掃協力会常任理事
20	森 山 裕 之	東京青年会議所千代田区委員会副委員長

※◎は委員長、○は副委員長

※役職名等は平成14年10月30日現在

廃食用油・廃乾電池回収検討部会委員名簿

平成14年11月20日設置
(五十音順)

1	大森 郁子 委員	4	白井 操子 委員
2	荻村 光恵 委員	5	野村 君江 委員
3	◎ 窪田 憲子 委員		

企業・事業者問題検討部会委員名簿

平成15年11月18日設置
(五十音順)

1	大澤 清 委員	6	鈴木 章雄 委員
2	池田 清 委員	7	任田 雅利 委員
3	岡田 光郷 委員	8	○ 豊田 恵志 委員
4	岡村 節子 委員	9	宮崎 義之 委員
5	◎ 小島 聡 委員長	10	森山 裕之 委員

環境教育・PR検討部会委員名簿

平成15年11月18日設置
(五十音順)

1	◎ 阿部 可代子 副委員長	6	小谷 文子 委員
2	大森 郁子 委員	7	白井 操子 委員
3	荻村 光恵 委員	8	中村 節子 委員
4	神戸 祐三 委員	9	野村 君江 委員
5	○ 窪田 憲子 委員	10	宮下 きよ子 委員

小委員会委員名簿

平成15年11月18日設置
平成16年7月27日設置
(五十音順)

1	○ 阿部 可代子 副委員長	3	◎ 小島 聡 委員長
2	窪田 憲子 委員	4	豊田 恵志 委員

※いづれも◎は部会長(委員長)、○は副部会長(副委員長)

資 料

区民会議の設置根拠	資料 1
平成 15 年度千代田区収集のごみ及び資源量	資料 2
ごみと資源量の推移（平成 10 年度から平成 15 年度）	資料 3
千代田区のごみ減量・リサイクルに関する P R	資料 4
平成 14 年度事業用大規模建築物の再利用等の状況	資料 5

区民会議の設置根拠について

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第2項、第3項

(区民参加)

第7条 区長は、再利用等による一般廃棄物の減量及び処理について、区民等の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、区民及び事業者との共同による一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

3 区民会議の構成、運営等必要な事項は千代田区規則（以下「規則」という。）で定める。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第3条

(区民会議の組織)

第3条 条例第7条第2項に規定する千代田区一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議（以下「区民会議」という。）は、区民、事業者、製造者等のうちから区長が委嘱する30名以内の委員で組織する。

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第4条

(区民会議の運営)

第4条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、区民会議の会務を総理し、区民会議を代表する。

3 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 区民会議は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

6 区民会議の庶務は環境土木部清掃リサイクル課において処理する。

平成15年度千代田区収集のごみ及び資源量

(単位：トン)

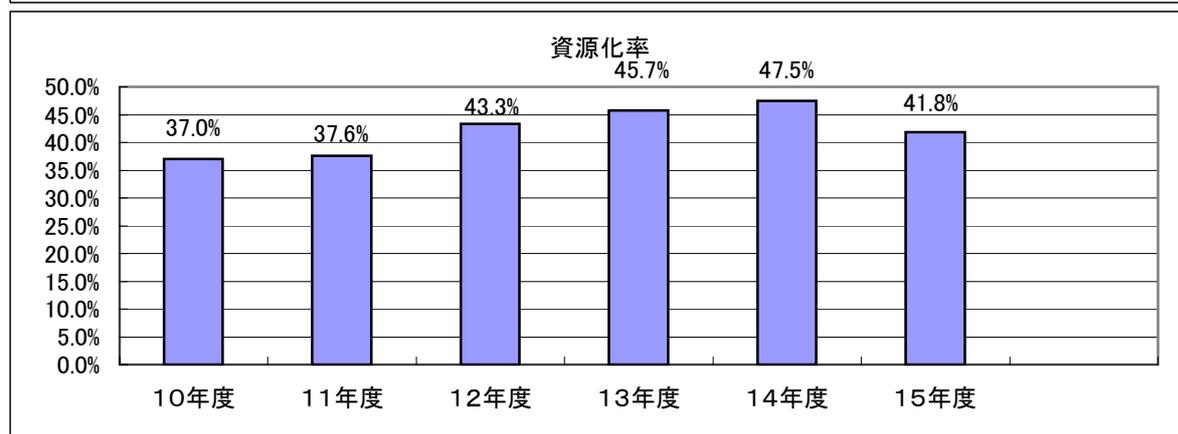
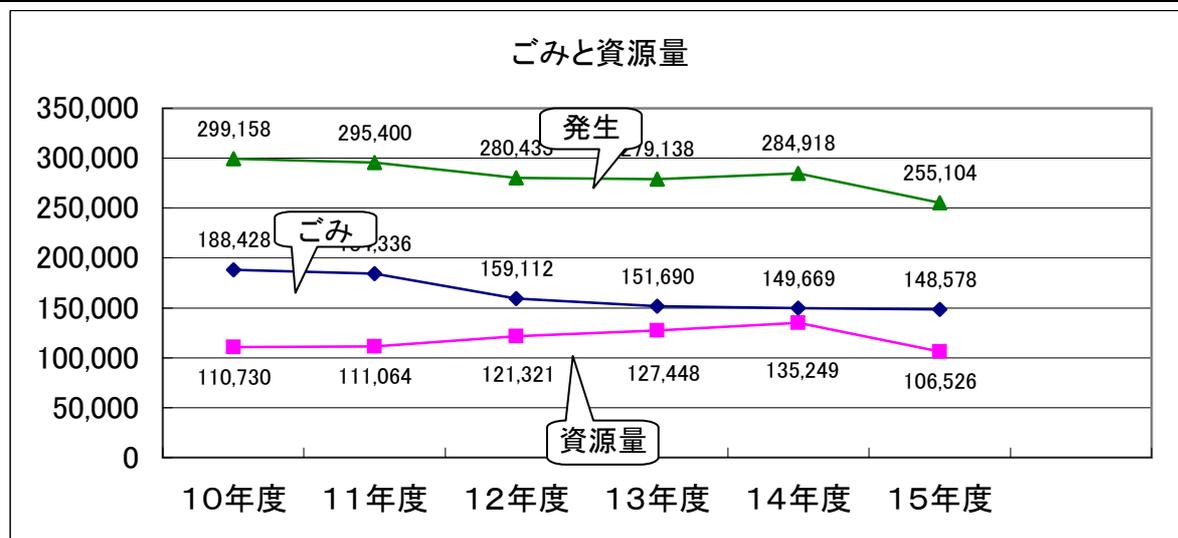
区 分	15年度	14年度	前年度比較 (比率%)	収集方法			備考	
				集積所	拠点	集団回収		
ごみ	可燃	20,866	21,956	▲ 1,090 (▲ 5.0)	○			
	不燃	4,906	4,749	157 (3.3)	○			
	粗大	397	413	▲ 16 (▲ 3.9)	—	—	—	戸別収集 (申込制)
	小計	26,169	27,118	▲ 949 (▲ 3.5)	/	/	/	
資源	古紙	3,813	4,745	▲ 932 (▲ 19.6)	○		○	
	びん	784	753	31 (4.1)	○		○	
	缶	324	334	▲ 10 (▲ 3.0)	○		○	
	PETボトル	111	103	8 (7.8)		○		
	紙パック	7	3	4 (133.3)	○	○	○	
	食品トレイ	13	2	11 (550.0)	○	○		
	乾電池	1	/	1 (—)		○		平成15年7月1日開始
	食用油	1	/	1 (—)		○		平成15年7月1日開始
	古布	25	21	4 (19.0)		○	○	
	小計	5,079	5,961	▲ 882 (▲ 14.8)	/	/	/	
ごみ・資源合計	31,248	33,079	▲ 1,831 (▲ 5.5)	/	/	/		

注) 1 ごみ量は、持込ごみ量を除く。

2 資源については、ちよだエコ・オフィス町内会等の自主回収分を除く。

ごみと資源量の推移(平成10年度から平成15年度)

項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
ごみ量合計	188,428	184,336	159,112	151,690	149,669	148,578
区収集ごみ	39,309	36,188	31,842	29,165	27,118	26,169
可燃ごみ	31,316	28,882	24,681	23,187	21,956	20,866
不燃ごみ	7,229	6,615	6,556	5,509	4,749	4,906
粗大ごみ	764	691	605	469	413	397
持込ごみ	149,119	148,148	127,270	122,525	122,551	122,409
転居廃棄物	0	0	0	0	0	0
資源回収量計	110,730	111,064	121,321	127,448	135,249	106,526
区回収+集団回収	3,993	4,854	6,757	6,852	5,961	5,079
区回収分	585	1,108	4,607	6,253	5,535	4,603
集積所(古紙)		389	3,878	5,128	4,327	3,344
集積所(びん・缶)			25	1,021	1,086	1,108
集積所(紙パック・トレイ)					3	18
ルールⅢ(PET)	34	53	74	92	103	111
拠点回収	40	23	13	12	16	22
分別回収	511	644	618	0	0	0
集団回収	3,408	3,746	2,150	599	426	476
事業系	106,737	106,210	114,564	120,596	129,288	101,447
大規模再利用率	106,451	105,881	114,215	120,218	128,886	100,935
エコ・オフィス	273	303	328	355	376	359
商店街段ボール	13	26	21	23	20	17
区施設の生ごみ					6	136
ごみ発生量	299,158	295,400	280,433	279,138	284,918	255,104
資源化率	37.0%	37.6%	43.3%	45.7%	47.5%	41.8%



千代田区のごみ減量・リサイクルに関するPR

平成16年1月28日

	名 称	対 象		発行部数等	PR方法	備 考		
		住 民	事業所				在学者	備 考
<印刷物>	資源・ごみ集積所看板				約2800ヶ所	集積所に収集曜日・時間等を掲示		
	ごみ出し時間を表示します(ポスター)				約2800ヶ所、区揭示板?	資源・ごみ集積所看板に掲示 町会長会議・清掃協会で説明		
	分別排出指導ステッカー				? 種類	排出状況の悪いごみ・資源に添付		
	ごみ・リサイクルのてびき(冊子)				45000部(1回/3年)、A4 26P	各戸配付 麹町地区 清掃事務所職員 神田地区 清掃協会の	次回 H17.4予定	
	ごみ・資源の分け方・出し方(チラシ)				45000部(1回/1年)、A4 3折	その他、区施設で配布		
	ふれあい収集(チラシ)				適宜印刷	区施設で配布	裏面は申請書	
	年末・年始 ごみ収集・資源回収のお知らせ(チラシ)				45000部(1回/1年)	各戸配付 麹町地区 清掃事務所職員 神田地区 清掃協会の その他区施設で配布		
	事業用大規模建築物所有者の皆さんへ(冊子)				2000部/1年~2年、A4 12P	廃棄物管理責任者講習会で配付 立入調査等が必要な時に配付		
	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領(冊子)				1000部/H14.3作成、A4 28P	建築課に建築確認の届けをする際に周知し、 窓口に取りに来てもらう		
	建設会社及び設計会社の皆さんへ(チラシ)				適宜印刷	上記の「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領」と共に渡す		
	感染性廃棄物を適正に処理するために(冊子)				1000部(1回/2年)、A4 16P	医師会・歯科医師会を通して配付、広報掲載		
	千代田エコ・オフィス町内会(パンフレット)				2000部	区施設で配布 区広報に掲載し、希望する事業所に送付 区商連・東商千代田支部会議で配付		
	リサイクル情報紙				特に限定せず	315部(1回/月)	区施設で配布・掲示	
	リサイクルセンター鎌倉橋利用案内				特に限定せず		区施設で配布	
	おもちゃの修理受付(チラシ)				特に限定せず	適宜印刷		
ミニフリーマーケット開催(ポスター・チラシ)				特に限定せず		区施設・広報揭示板に掲示、区施設で配布		
生ごみ処理機あせん(チラシ)				適宜印刷 95,000部		区施設で配布		
<広 報>	広報千代田				清掃・リサイクル特集(2回/年) その他必要に応じて	新聞折込み 区施設での配付		
	ファックス情報				特に限定せず	必要な人が引き出す		
	区ホームページ				インターネット利用者			
	区商連会報への記事掲載				区商連会員			
	一般紙・ローカル紙へのパブリシティ				特に限定せず		新規事業等、特にPRするもの	
<事業等>	事業用大規模建築物立入調査				1000㎡以上の事業用建築物	約500件/年	清掃事務所職員・清掃リサイクル課職員が2名1組で訪問調査	対象:約2,300件
	廃棄物管理責任者・実務担当者講習会の開催				同上の廃棄物管理責任者・実務担当者	3回/年	例年、千代田公会堂において開催	
	優良事業用大規模建築物の顕彰				1000㎡以上の事業用建築物で取組みの優秀なもの	数件 1回/年	例年、千代田公会堂において開催される廃棄物管理責任者・実務担当者講習会に併せて表彰	
	ふれあい指導				ごみ集積所利用者		清掃事務所職員が直接排出者と話し合い	
	一般廃棄物処理業者立入指導				許可業者	2年ごとに更新	清掃リサイクル課職員・清掃協議会職員が訪問し、書類・設備等を確認	近年は更新業者のみ
	簡易包装キャンペーン				特に限定せず	店頭に貼るステッカー	特に10月の3R推進月間に商店街に簡易包装を呼びかける	
	リサイクル祭				特に限定せず	2日	H13・14・15は「くらしの広場」と同時開催	
	キッズフェスタ(夏休み子供まつり)					夏休み 1日	夏休み、富士見小学校において	
	環境週間パネル展示				特に限定せず		6月環境週間にパネル展示	
	施設見学会				在住・在勤・在学者	夏(親子40名)、春(一般40名)		
	出前講座(濠端塾)				依頼のあった団体			
	町会長・婦人部長会議での説明				町会長・婦人部長		新規事業等で必要な場合説明	
	清掃協会での説明				清掃協会		新規事業等で必要な場合説明	
	町会祭等のイベント				依頼のあった町会等		パネル展示、クイズ等要望に応じて	
	ミニフリーマーケット		(在勤)		特に限定せず			
フリーマーケット開催支援		(在勤)		登録団体	現在2団体	広報・揭示板によるPR、会場確保の支援		

東京23区清掃協議会のごみ減量・リサイクルに関するPR

	名 称	対 象		発行部数等	PR方法	備 考	
		住 民	事業所				在学者
<印刷物>	23区清掃とリサイクル2003(冊子)				特に限定せず	A4 42P、	区を通して配付
	できることからはじめよう!(冊子)				小4対象	B5 14P、	区をとおして、区内小学校4年生に配付
	循環型ごみ処理システムの構築を目指して(パンフレット)				特に限定せず	A4 4P、	区を通して配付
	家庭系パソコンのリサイクルが始まります(ポスター・チラシ)					A4を3折り	区を通して配付
	からすが見ているあなたのマナー(ポスター・チラシ)				特に限定せず		区を通して配付、地下鉄駅等に掲示
	スプレー缶・カセットボンベごみに出すなら使いきり(ポスター・チラシ・パンフレット)				特に限定せず		区を通して配付
<広 報>	PR用ビデオの作製・貸出し				清掃編・リサイクル編	27本受け	区内中学校19校の他、指導室に配付 清掃事務所、清掃リサイクル課、リサイクルセンターに事務用・貸出し用として配付

平成14年度 事業用大規模建築物(3,000㎡以上)の再利用等の状況(再利用計画書)

建築物の用途	建築物数	割合(%)	合計		再 利 用 量											
					紙		厨芥		びん・缶		ペット		食用油		その他	
			ごみ発生量(t)	再利用率(%)												
全 体	845	100.0	194,574	63.7	127,811	81.3	31,915	11.4	9,902	98.8	3,230	77.0	718	67.3	20,998	17.4
			123,998		103,972		3,623		9,785		2,487		483		3,648	
オフィスビル	635	75.1	124,447	61.5	81,678	80.0	20,078	3.6	6,273	98.6	2,093	75.9	219	74.9	14,106	18.6
			76,593		65,319		716		6,187		1,589		164		2,618	
店舗ビル	26	3.1	7,598	43.8	3,045	72.1	2,844	19.0	438	99.8	103	67.0	176	10.8	992	7.0
			3,329		2,195		540		437		69		19		69	
ホテル 結婚式場	31	3.7	14,095	47.8	4,106	53.7	5,941	36.6	1,380	99.9	192	90.6	282	100.0	2,194	23.8
			6,732		2,203		2,173		1,378		174		282		522	
学校	56	6.6	5,362	42.2	3,090	43.1	579	0.3	404	99.0	468	88.9	22	22.7	799	13.5
			2,263		1,332		2		400		416		5		108	
その他	97	11.5	43,072	81.4	35,892	91.7	2,473	7.8	1,407	98.3	374	63.9	19	68.4	2,907	11.4
			35,081		32,923		192		1,383		239		13		331	

再利用率が80%以上の品目
 再利用率が50%以下の品目

- オフィスビルは厨芥を除き、全体的に再利用が進んでいる。
- 店舗ビルは、びん・缶の再利用は進んでいるが、厨芥・食用油の再利用は進んでいない。
- ホテル・結婚式場は、びん・缶・ペットボトル・食用油の再利用は非常に進んでいる。
- 学校は、びん・缶・ペットボトルの再利用は進んでいるが、厨芥・食用油はすすんでいない。紙についても再利用率は50%以下である。
- 全体としては、厨芥を除きある程度の再利用率を確保している。

第 期「千代田みらいくる会議」からの提言

～ 2年間の活動を振り返って ～

平成16年10月発行

編集・発行 「千代田みらいくる会議」事務局

千代田区環境土木部清掃リサイクル課

東京都千代田区九段南1-6-11

電話 (03) 3264-2111 (代表)

この冊子は再生紙を使用しています